

千葉県告示第521号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において令和5年6月20日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年6月20日

千葉市長 神谷俊一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名及び道路の区域

| 路線名 | 変更の区間 | 変更の 前後別 | 敷地の幅員 (m) | 延長 (m) |
|----------|--|------------|----------------|-----------|
| 幕張町173号線 | 花見川区幕張町3丁目1548番5から 花見川区幕張町3丁目1797番まで | 前 | 7.32 ～9.73 | 4.8 |
| | | 後 | 8.49 ～10.32 | |
| 幕張町193号線 | 花見川区幕張町3丁目1547番1から 花見川区幕張町4丁目1839番2まで | 前 | 4.50 ～10.73 | 64.8 |
| | | 後 | 6.03 ～11.31 | |